

資料1

大阪府公表前内容につき、  
取扱い注意願います。

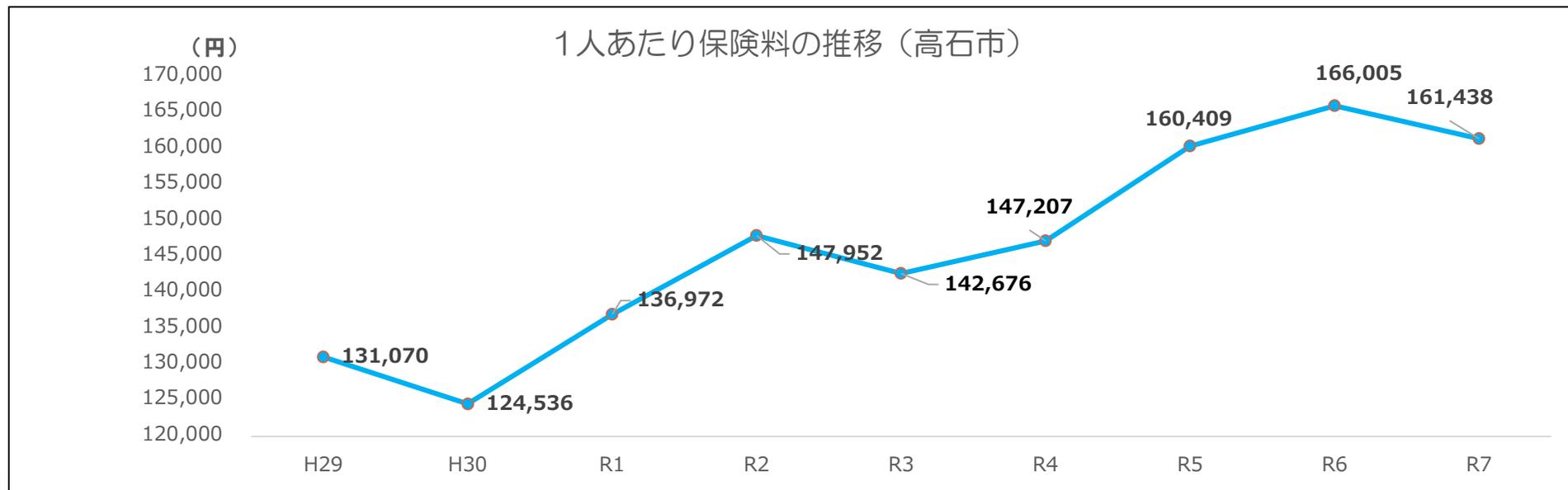
# 令和8年度 高石市保険料率について

令和7年度第2回高石市国民健康保険運営協議会

## <目次>

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| 1. 制度改革後（国保一元化）の保険料額の推移（高石市） | P2  |
| 2. 国民健康保険の現状                 | P3  |
| <1> 被保険者数の動向                 | P3  |
| <2> 診療費の動向                   | P5  |
| <3> 1人当たり診療費の動向              | P7  |
| <4> 1人あたり保険給付費の傾向            | P10 |
| 3. 令和8年度の主な改正予定（国民健康保険料関係）   | P11 |
| 4. 令和8年度高石市保険料率              | P12 |
| 5. 今後の保険料抑制への取組み             | P18 |

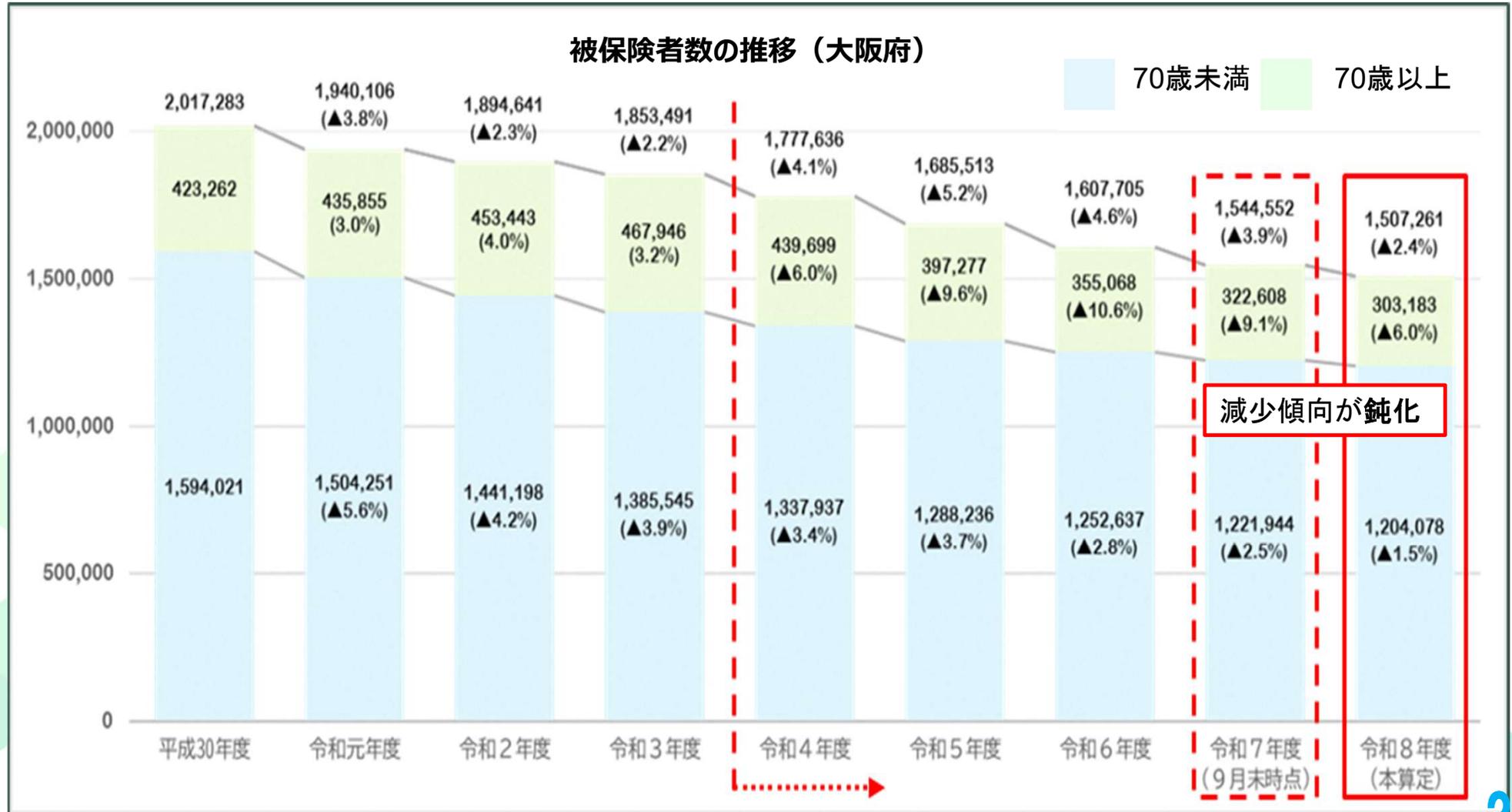
# 1. 制度改革後（国保一元化）の保険料額の推移（高石市）



H29→H30	H30→R2	R2→R3	R3→R6	R6→R7
国保一元化による保険料減額	団塊の世代が70歳代となり、高齢化の進展に伴い保険料の増加が続く	コロナ禍に伴う受診控え等による保険料減額	コロナ禍の反動による保険料の増加	保険料抑制策による減少
〈減少要因〉	〈減少要因〉	〈減少要因〉	〈減少要因〉	〈減少要因〉
・国保一元化		・激変緩和制度の平準化 ・コロナ禍	・団塊世代の後期高齢者医療制度への移行	・国からの財政支援（特別調整交付金）
〈増加要因〉	〈増加要因〉		〈増加要因〉	〈増加要因〉
・市独自減免の段階的廃止	・被保険者数の減少 ・激変緩和財源の増加	・高齢者割合の増加	・被保険者数の減少 ・コロナ禍の反動	・被保険者数の減少

## 2. 国民健康保険の現状

### < 1 > 被保険者数の傾向



## < 1 > 被保険者数の傾向

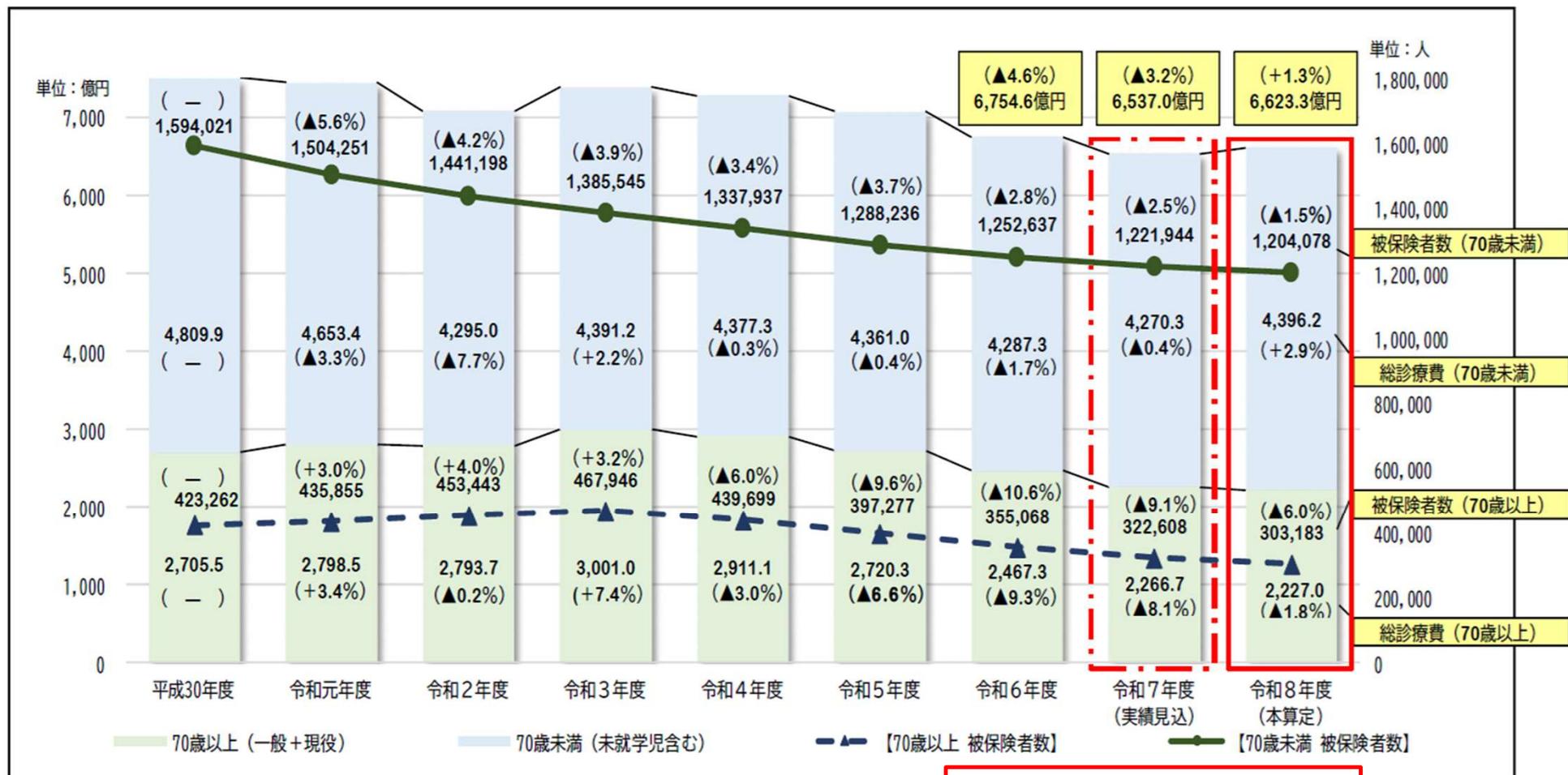
### ✓ 少子高齢化の進展による減少傾向が続いている。

- 令和4年度から6年度にかけては、団塊世代の後期高齢者医療制度移行に伴い70歳以上の被保険者数の大幅減少に加え、令和4年及び6年の社会保険適用拡大の影響により、被保険者数の減少幅が大きくなっている。
- 令和7年度の被保険者数（9月末時点）については、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行完了に伴い、70歳以上被保険者数の減少幅がやや鈍化。  
令和6年度：▲10.6%⇒令和7年度：▲9.1%
- 被保険者数の減少幅も鈍化傾向。令和6年度：▲4.6%⇒令和7年度：▲3.9%
- これらの傾向を踏まえた、コーホート要因法※により令和8年度被保険者数を推計した結果、被保険者数は1,507,261人（対前年度比▲2.4%）となっている。
- 推計結果では、70歳以上の減少幅がさらに鈍化。  
令和7年度：▲9.1%⇒令和8年度：▲6.0%
- 被保険者全体の減少幅も同様に、鈍化傾向が強まる見込み。  
令和7年度：▲3.9%⇒令和8年度：▲2.4%

※ コーホート要因法：「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（資格取得・喪失）の2つの変動要因の将来値を仮定し推計する方法。

## <2> 診療費の傾向

総診療費と被保険者数の推移 (大阪府)



診療報酬改定率の推移

プラス改定により総診療費増

(大阪府資料より抜粋)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0.9881	0.9993	1.0010	-	0.9906	-	0.9988	-	1.0222

## < 2 > 診療費の傾向

### ✓ 総診療費も被保険者数と同様に減少傾向。

- 70歳未満は、コロナ禍の影響を受けた令和2年度を除き、診療報酬がマイナス改定された年度は減少傾向。一方で70歳以上は、団塊世代の後期高齢者制度への移行が始まった令和4年度以降は、減少に転じており、これらの傾向を踏まえ総診療費も同様に減少傾向。
- 令和7年度の診療費（見込）は、70歳未満は概ね横ばい。令和6年度：▲1.7%⇒令和7年度：▲0.4%
- 70歳以上は団塊世代の後期制度への移行完了に伴い、令和4年度以降示していた減少傾向は、令和6年度をピークに鈍化しているものの依然として減少傾向が続く。  
令和4年度：▲3.0%、令和5年度：▲6.6%、令和6年度：▲9.3%、令和7年度：▲8.1%
- 結果、総診療費の減少傾向も鈍化。令和6年度：▲4.6%⇒令和7年度：▲3.2%

### ✓ 令和8年度は診療報酬プラス改定が影響し増加の見込み。

- 令和8年度の診療費の推計※では、70歳未満は診療報酬改定がプラス（+2.22%）の影響を受け、令和4年度から減少が続いていたが増加に転じる。令和7年度：▲0.4%⇒令和8年度：+2.9%
- 70歳以上においても、診療報酬改の影響を受け、減少傾向が急激に鈍化。  
令和7年度：▲8.1%⇒令和8年度▲1.8%
- 減少が続いていた総診療費も、増加に転じる見込み。令和7年度：▲3.2%⇒令和8年度：+1.3%

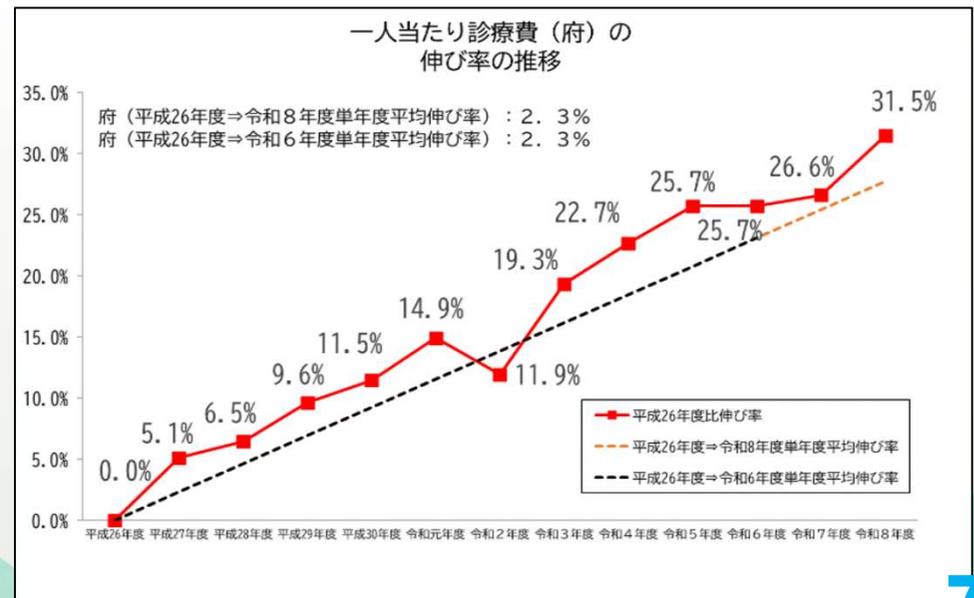
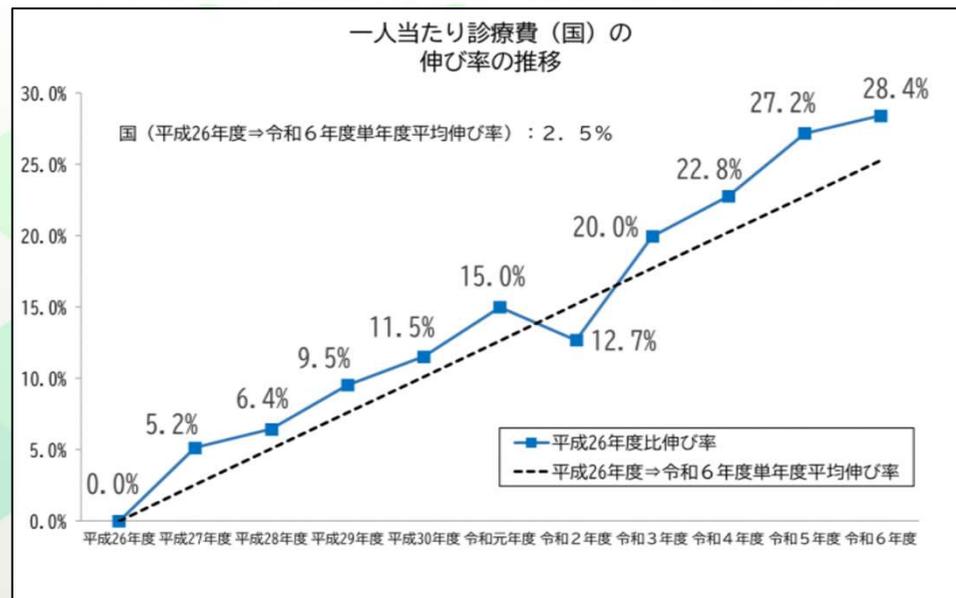
※ 診療費の推計：国の推計ツールを活用し、過去2年間（実績値）の伸び率に基づくとともに、令和8年度診療報酬改定率を反映。

## < 3 > 1人あたり診療費の傾向

一人あたり診療費の推移 (大阪府)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全体	372,551 円	384,099 円	374,147 円	398,825 円	410,003 円	420,126 円	420,139 円	423,228 円	439,424 円
対前年度比	-	+3.1%	▲2.6%	+6.6%	+2.8%	+2.5%	+0.0%	+0.7%	+3.8%
うち70歳未満	301,749 円	309,351 円	298,019 円	316,931 円	327,167 円	338,522 円	342,262 円	349,465 円	365,112 円
対前年度比	-	+2.5%	▲3.7%	+6.3%	+3.2%	+3.5%	+1.1%	+2.1%	+4.5%
うち70歳以上	639,192 円	642,076 円	616,111 円	641,303 円	662,062 円	684,741 円	694,878 円	702,622 円	734,551 円
対前年度比	-	+0.5%	▲4.0%	+4.1%	+3.2%	+3.4%	+1.5%	+1.1%	+4.5%

一人あたり診療費の伸び率の推移 (国と府の比較)



### < 3 > 1人あたり診療費の傾向

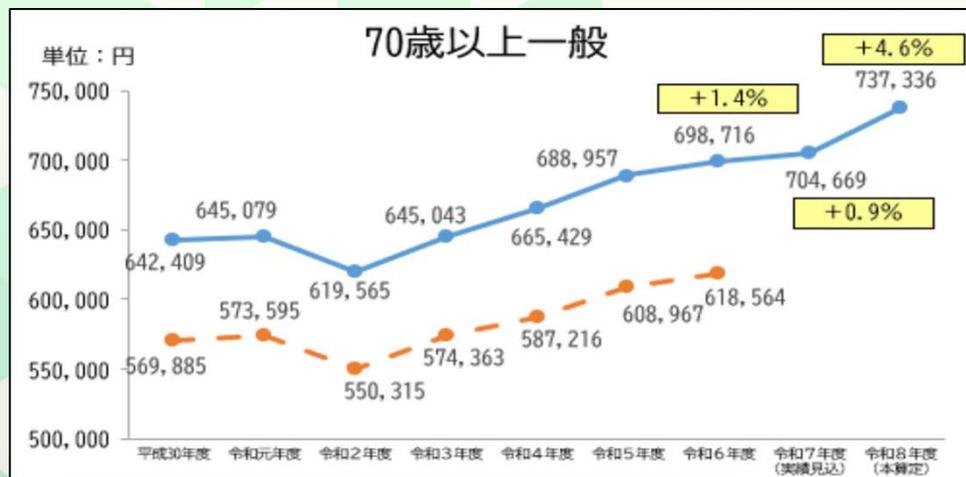
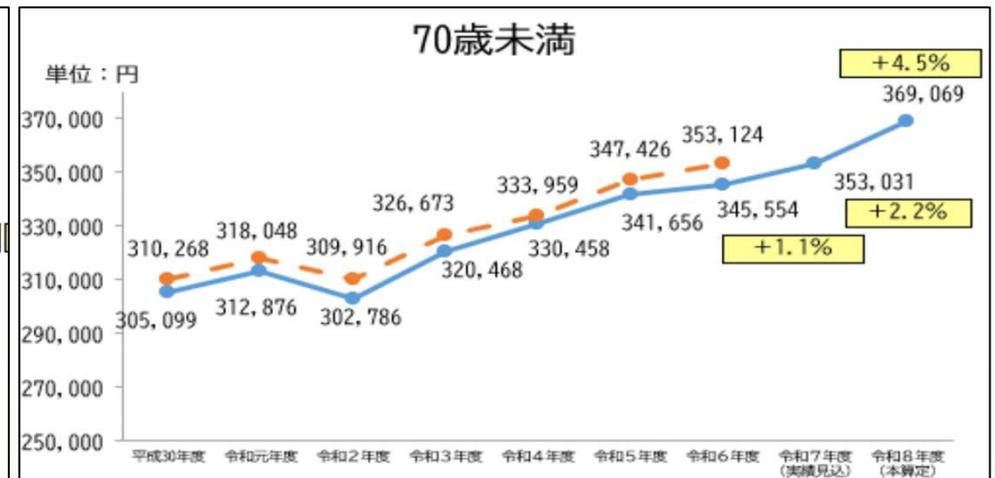
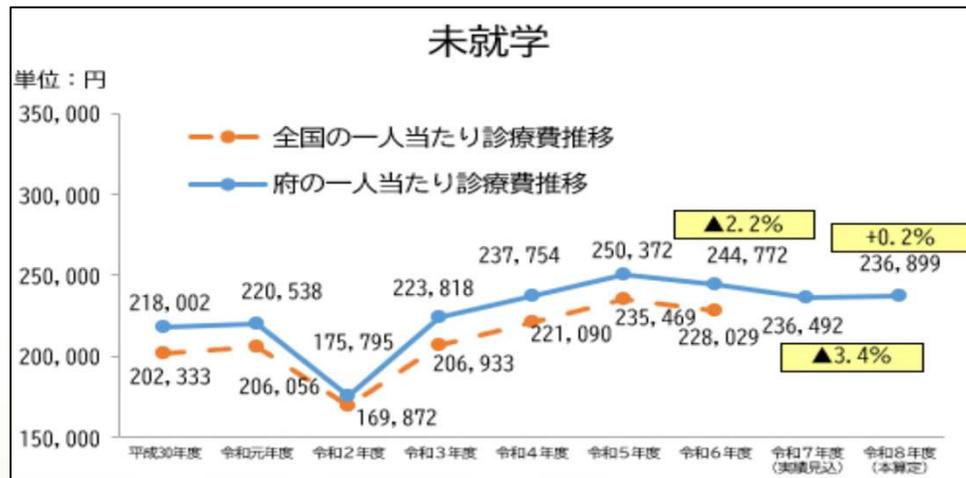
#### ✓ 1人あたり診療費の増加傾向が強まる。

- 令和6年度、令和7年度においては、全体では増加傾向が大きく鈍化し概ね横ばい。
- 令和8年度においては、診療報酬改定がプラス改定となった影響が生じており、70歳未満、70歳以上ともに、一人当たり診療費の増加傾向が強まっている。
  - 【70歳未満】 令和7年度：+2.1%⇒令和8年度：+4.5%
  - 【70歳以上】 令和7年度：+1.1%⇒令和8年度：+4.5%
- 結果、全体でも大幅に増加傾向が強まる見込み。
  - 令和7年度：+0.7%⇒令和8年度：+3.8%
- 一人当たり診療費の伸び率の傾向は、平成26年度から令和6年度までの単年度平均で国が示す**全国平均2.5%**に対し、**大阪府は2.3%**と全国平均を若干下回る水準で推移。
- その上で、推計結果においては、平成26年度から令和8年度までの大阪府の単年度平均は2.3%となっており、全国平均と概ね同様の傾向を示している。

## < 3 > 1人あたり診療費の傾向

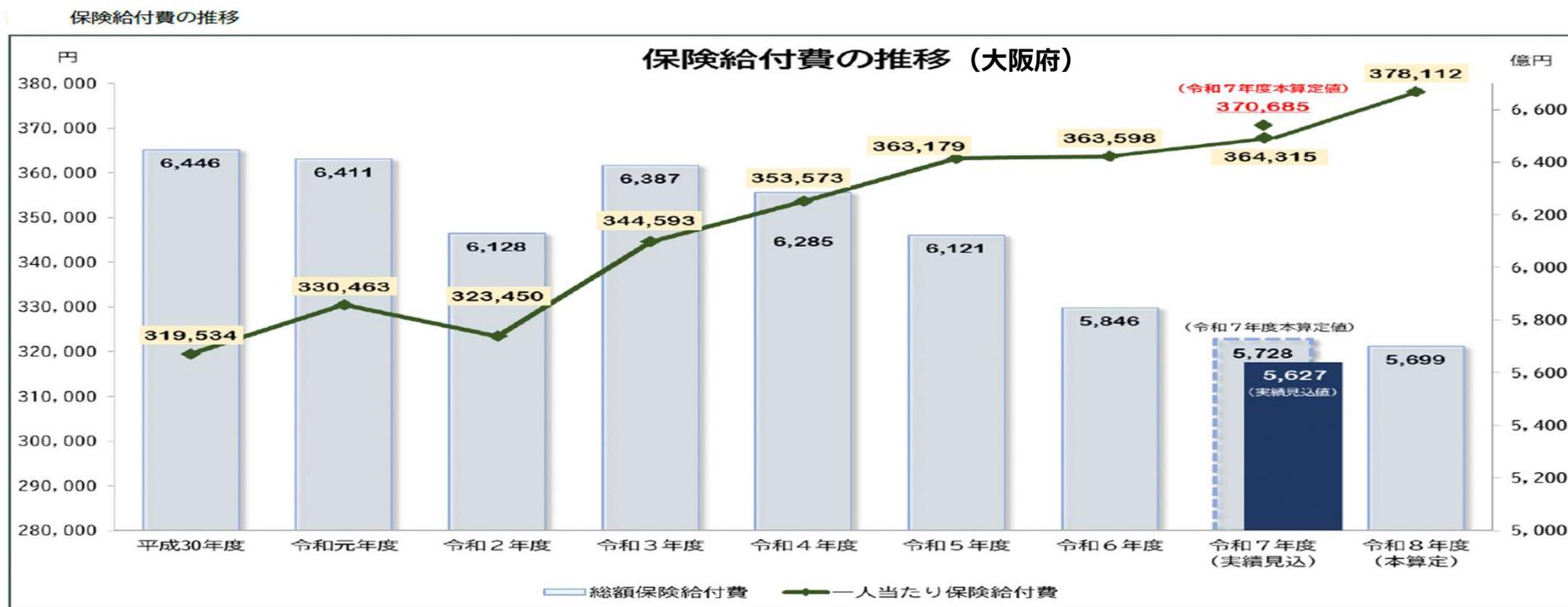
✓ 各区分においても同様の傾向を見せている。

一人あたり診療費（年齢区分別）の推移(大阪府)



## <4> 1人あたり保険給付費の傾向

✓ 診療費の推計結果と概ね同様の傾向を見せている。



一人当たり保険給付費の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一人当たり 保険給付費	319,534円	330,463円	323,450円	344,593円	353,573円	363,179円	363,598円	364,315円	378,112円
対前年度 増減額	-	+10,929円	▲7,013円	+21,143円	+8,980円	+9,607円	+418円	+717円	+13,797円
対前年度 増減率	-	+3.4%	▲2.1%	+6.5%	+2.6%	+2.7%	+0.1%	+0.2%	+3.8%

(大阪府資料より抜粋)

### 3. 令和8年度の主な改正予定（国民健康保険料関係）

#### ① 子ども・子育て支援納付金の新設

医療給付費分（医療分）、後期高齢者支援金分（後期分）、介護納付金分（介護分）と合わせて、子ども・子育て支援納付金分（子ども分）を徴収。**賦課限度額は3万円。**

#### ② 国民健康保険料賦課限度額の引き上げ

大阪府における令和7年度の賦課限度額は、医療分65万円、後期分24万円、介護分17万円の計106万円となっているが、令和8年度は、**医療分を1万円、後期分を2万円引き上げ**、医療分66万円、後期分26万円、介護分17万円の計109万円。①の子ども分を合わせると計112万円となる。

#### ③ 低所得者に係る軽減判定所得基準の拡大

上記賦課限度額の引き上げに伴い、低所得者への保険料軽減対象者の拡充を図る。

軽減割合	R7基準額
7割	43万円 + 10万円 × ■
5割	43万円 + 30.5万円 × ★ + 10万円 × ■
2割	43万円 + 56万円 × ★ + 10万円 × ■

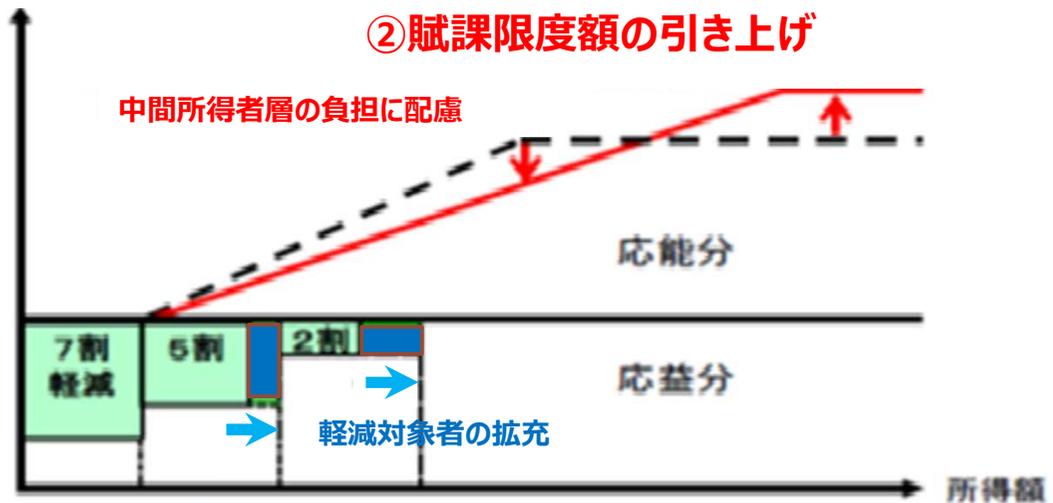


軽減割合	R8基準額
7割	43万円 + 10万円 × ■
5割	43万円 + 31万円 × ★ + 10万円 × ■
2割	43万円 + 57万円 × ★ + 10万円 × ■

■：一定の給与・年金所得者数 - 1

★：被保険者数

保険料額



③ 軽減判定所得基準の改正

## 4. 令和8年度高石市保険料率

### <算定結果概要>

#### ✓ 令和8年度保険料率は増加。

- 子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、子ども・子育て支援納付金分を新設（増要因）。
- 診療報酬改定がプラス改定となった影響による保険給付費の増加（増要因）。
- 国からの普通調整交付金および国庫負担金の増加（減要因）。
- そのほか減要因として、保険料水準完全統一達成都道府県に対する国からの財政支援（特別調整交付金）や財政調整事業による保険料抑制策を大阪府が講じ、一定保険料上昇の影響は緩和。

◎令和8年度<<本算定>>大阪府統一保険料率 = 高石市保険料率（下段の括弧はR7保険料との比較）

	所得割	均等割	平等割	限度額
医療給付費分 （医療分）	9.50%	34,990円	33,908円	66万円
	(+0.20%)	(+566円)	(+334円)	(+1万円)
後期高齢者支援金分 （後期分）	3.06%	11,191円	10,845円	26万円
	(+0.04%)	(+157円)	(+84円)	(+2万円)
介護納付金分 （介護分）	2.60%	18,682円	-	17万円
	(+0.04%)	(▲102円)	-	-
子ども・子育て支援 納付金分【新設】 （子ども分）	0.28%	1,841円	-	3万円
	(+0.28%)	(+1,841円)	-	(+3万円)

※ 子ども分の保険料率は、未決定（大阪府国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例の公布後（3月下旬頃）に決定）

## <1人あたり保険料の推移（高石市）>

✓ 令和7年度比で2,862円増加。



<1人あたり保険料の伸び（増減額）の推移>

✓ R7→R8は、子ども分新設による増額が大きい。

◎1人あたり保険料の伸び（増減額）の推移

		H30→R1	R1→R2	R2→R3	R3→R4	R4→R5	R5→R6	R6→R7	R7→R8
増減額（高石市）		12,436円	10,980円	▲5,276円	4,531円	13,202円	5,596円	▲4,567円	2,862円
増減額（大阪府平均）		11,775円	8,578円	▲5,402円	4,941円	14,631円	3,274円	▲3,527円	1,747円
（増減内訳）	医療分	7,585円	6,971円	▲3,543円	4,377円	7,583円	2,630円	▲1,969円	▲334円
	後期分	506円	486円	451円	167円	4,019円	1,328円	▲455円	▲168円
	介護分	3,684円	1,121円	▲2,310円	397円	3,029円	▲684円	▲1,102円	▲970円
	子ども分								3,219円

<1人あたり保険料は減るのに、保険料率が下がらないのは？>

✓ 令和7年度税制改正の影響

- 給与所得控除の改正（最低保障額が55万円から65万円に引き上げ）により、令和8年度の賦課対象となる所得が大きく減少する見込み

⇒ 集めるべき保険料収納必要総額が前年と比べてほぼ同程度でも、所得割が増加してしまう。

✓ 被保険者数、世帯数の減少

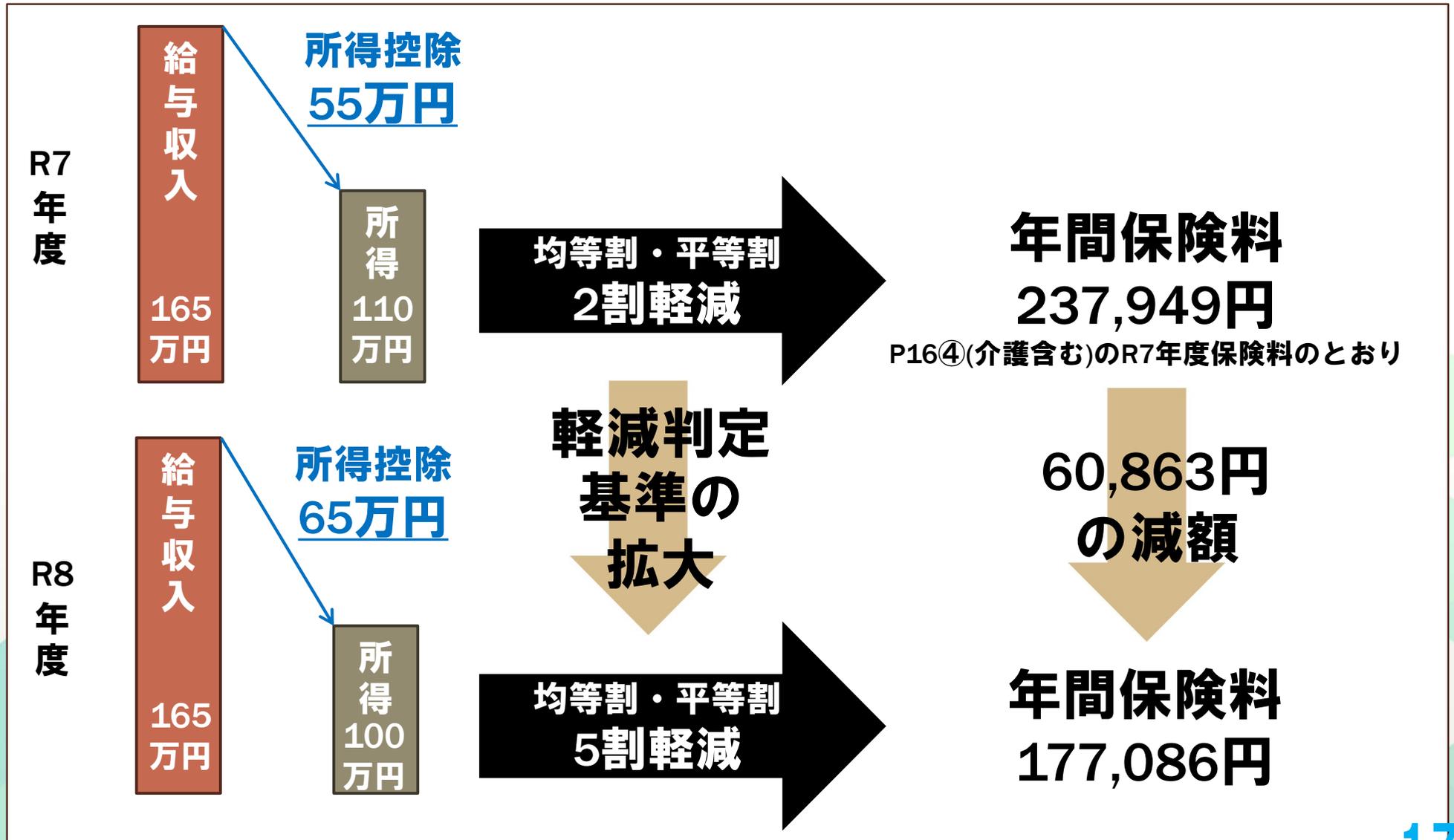
- 均等割、平等割が増加する要因となる。

## <令和8年度年間保険料と直近5年の推移>

✓ 低所得軽減適用と税制改正の影響が重なる所得区分は、保険料が減額。

	所得区分	R4年度 年間保険料	R5年度 年間保険料	R6年度 年間保険料	R7年度 年間保険料	R8年度 年間保険料	差額 R7→R8	伸び率 R7→R8	備考
①	所得43万円以下1人世帯（介護除く）	24,864	26,575	27,629	26,937	27,831	894	3.32%	均等・平等割7割軽減を適用
	所得43万円以下1人世帯（介護含む）	30,355	32,440	33,445	32,572	33,435	863	2.65%	
②	所得43万円以下2人世帯（介護除く）	37,247	39,869	41,491	40,574	42,237	1,663	4.10%	均等・平等割7割軽減を適用
	所得43万円以下2人世帯（介護含む）	48,229	51,599	53,123	51,844	53,445	1,601	3.09%	
③	所得90万円2人世帯（介護除く）	110,176	123,555	128,748	125,529	130,744	5,215	4.15%	均等・平等割5割軽減を適用 R7・R8の給与収入が同額であれば税制改正で保険料減額
	所得90万円2人世帯（介護含む）	138,972	155,374	160,544	156,345	161,646	5,301	3.39%	
④	所得110万円2人世帯（介護除く）	175,509	187,724	195,600	190,743	198,662	7,919	4.15%	均等・平等割2割軽減を適用 R7・R8の給与収入が同額であれば税制改正で保険料減額
	所得110万円2人世帯（介護含む）	221,413	236,493	244,310	237,949	245,972	8,023	3.37%	
⑤	所得160万円4人世帯（両親+子2人）（介護除く）	298,405	319,376	263,714	257,227	266,804	9,577	3.72%	均等・平等割5割軽減を適用
	所得160万円4人世帯（両親+子2人）（介護含む）	356,709	381,195	313,990	305,963	315,906	9,943	3.25%	
⑥	所得160万円4人世帯（両親+未就学児2人）（介護除く）	265,381	283,924	240,610	234,497	243,712	9,215	3.93%	均等・平等割5割軽減を適用 未就学児の均等割7.5割軽減を適用
	所得160万円4人世帯（両親+未就学児2人）（介護含む）	323,685	345,743	290,886	283,233	292,814	9,581	3.38%	
⑦	所得210万円3人世帯（両親+子2人）（介護除く）	355,324	380,119	396,271	350,309	364,006	13,697	3.91%	均等・平等割2割軽減を適用
	所得210万円3人世帯（両親+子2人）（介護含む）	433,352	462,810	479,137	423,115	437,376	14,261	3.37%	
⑧	所得410万円3人世帯（両親+子1人）（介護除く）	582,724	623,119	649,871	632,853	658,206	25,353	4.01%	
	所得410万円3人世帯（両親+子1人）（介護含む）	710,352	758,010	785,537	764,373	790,990	26,617	3.48%	
⑨	所得610万円3人世帯（両親+子1人）（介護除く）	810,124	850,000	870,000	865,097	897,478	32,381	3.74%	医療分、介護分賦課限度額
	所得610万円3人世帯（両親+子1人）（介護含む）	980,124	1,020,000	1,040,000	1,035,097	1,067,478	32,381	3.13%	
⑩	所得810万円3人世帯（両親+子1人）（介護除く）	820,000	850,000	870,000	890,000	945,158	55,158	6.20%	子ども分以外賦課限度額
	所得810万円3人世帯（両親+子1人）（介護含む）	990,000	1,020,000	1,040,000	1,060,000	1,115,158	55,158	5.20%	
⑪	所得1010万円3人世帯（両親+子1人）（介護除く）	820,000	850,000	870,000	890,000	950,000	60,000	6.74%	全区分賦課限度額
	所得1010万円3人世帯（両親+子1人）（介護含む）	990,000	1,020,000	1,040,000	1,060,000	1,120,000	60,000	5.66%	

R7年度もR8年度も給与収入が165万円（2人世帯（介護含む））の方の場合



## 5. 今後の保険料抑制への取り組み

### <大阪府>

- 国への要望の働きかけ

保険者努力支援制度や特別調整交付金等の財政支援による国保財政基盤の強化

- 医療費適正化の推進

市町村の取組の底上げによる被保険者の負担軽減 / さらに国からのインセンティブの獲得

- 財政運営の安定化

限られた財源の有効活用 / 国保特別会計のあり方や保険料額上昇の抑制に向けた方策についての検討

### <高石市>

- 保健事業の推進

特定健診・特定保健指導、がん検診の受診率向上 / 重症化予防の取り組み

- 保険料収納率の向上

国保特別会計の歳入の確保

- 交付金の確保

**府内統一（高石市）保険料の抑制・平準化**